

平成23年11月30日提供

問い合わせ先	
担当課	市立堺病院 病院経営部 経営企画課
担当者	小林
直通	072-221-1700
内線	972-3230
FAX	072-225-3303

## 市立堺病院が地域医療支援病院となります

地域医療連携をより一層図るために、平成8年10月、市立堺病院の開院時から、(社)堺市医師会の協力を得て、地域の医療機関からの連携窓口として、地域医療室を新設するとともに、意見交換と情報共有を図るために、地域医療運営協議会を設置し、運営を行ってきました。

紹介患者に対する医療提供のほか、共同利用を目的とした高度専門医療機器や入院ベッドの提供、地域医療従事者に対する研修をはじめ、当院での治療が終了した患者さんを逆紹介する地域医療機関紹介コーナーの設置など、様々な取り組みも行っているところです。

こうしたなか、地域医療支援病院の承認要件が達成できたことから、平成23年11月25日に大阪府より地域医療支援病院として承認されました。

### 記

#### 1. 地域医療支援病院とは

地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する病院です。堺市二次医療圏内では3番目の承認となります。

地域医療支援病院とは、医療法第4条の規定により、「地域における医療の確保のために、①他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供、②救急医療を提供、③地域の医療従事者の研修を行う」など、地域の医療の質と医療従事者の資質の向上を支援する役割を担うことが期待される地域の中核的な基幹病院です。

#### 2. 承認までの経過

- 8月4日 (社)堺市医師会から「地域医療支援病院への推薦書」交付
- 8月22日 堺市域保健医療協議会において審議・承認
- 10月31日 大阪府知事あて申請(堺市保健所経由)
- 11月25日 大阪府知事から承認

#### 3. 今後の当院の役割

独立行政法人移行後も、新病院での救命救急医療の提供など、市民の安全・安心と、医療従事者の研修センター機能など、地域における公的医療機関としての役割を果たしていく。

## 地域医療支援病院として管理者の行うべき事項

医療法第16条の2により、以下事項の実施について義務付けられています。

- ①共同利用の実施：病院に勤務しない医師等医療従事者の診療、研究又は研修
- ②救急医療の提供：重症の救急患者に対し、24時間365日医療を提供
- ③研修の実施：地域医療従事者の資質向上のために実施
- ④患者に関わる諸記録の管理・閲覧
- ⑤紹介患者に対する医療提供
- ⑥委員会の院内設置
- ⑦患者に対する相談体制の確保
- ⑧居宅等医療提供施設等への支援